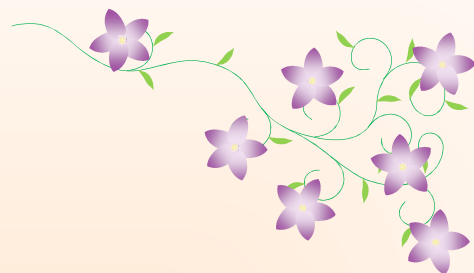
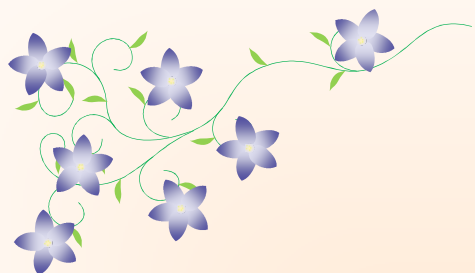
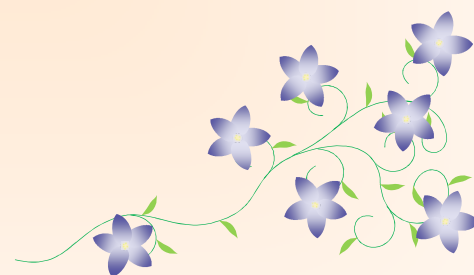
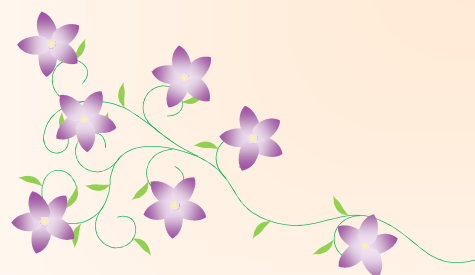


令和 4 年 3 月



成年後見 申立てのしおり



大津家庭裁判所

目 次

第 1 成年後見制度について

- 1 成年後見制度とは 3
- 2 後見とは 3
- 3 保佐とは 4
- 4 補助とは 4
- 5 任意後見制度とは 4

第 2 申立ての手続について

- 1 申立てをすることができる方 6
- 2 管轄（申立てをする裁判所） 6
- 3 申立てに必要な費用及び書類 6

第 3 申立後の手続の進行について

- 後見等開始事件の標準的な審理の流れ 7
- 1 申立て及び申立後の面接について 8
- 2 申立人及び成年後見人等候補者の調査について 9
- 3 親族への意向照会について 9
- 4 判断能力の鑑定について 9
- 5 本人調査について 10

第 4 成年後見人等の職務について

- 1 財産目録及び収支予定表の作成 11
- 2 成年後見人の主な職務 11
- 3 保佐人の主な職務 11
- 4 補助人の主な職務 12

第 5 後見等監督について

- 1 後見等監督とは 13
- 2 家庭裁判所の許可が必要な場合 13
- 3 後見等事務の終了について 13

- 用語集 15

凡例：本文中の＊は，末尾の用語集に説明のある用語です。

第1 成年後見制度について

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上の障害によって*判断能力が不十分な方（以下「本人」といいます。）を法律的に保護し、支えるための制度です。たとえば、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等の方が、預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、判断能力が全くない場合にはそのような行為はできません。また、判断能力が不十分な場合には、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。

そこで、家庭裁判所が援助者を選び、援助者が本人のため、本人の不利益にならないよう活動するのが成年後見制度です。

したがって、本人に浪費傾向や性格の偏りがあるといったことでは、本制度は利用できません。また、判断能力には問題がなく、身体障害や視覚障害、聴覚障害のみある方などは、本制度の対象になりません。

なお、成年後見制度は、判断能力の程度によって、次のように区分されます。

後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
保佐	判断能力が著しく不十分な方
補助	判断能力が不十分な方

ご 案 内

後見開始事案で高額な預貯金がある場合、後見支援預金又は後見制度支援信託を利用していただくか、専門職後見人又は専門職後見監督人（弁護士又は司法書士等）を選任することになります。

詳しくは「後見制度を利用するご本人が高額の預貯金をお持ちの場合について」をご覧ください。

2 後見とは

後見とは、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする制度です。*後見開始の審判とともに、本人（「成年被後見人」といいます。）を援助する人として成年後見人が選任されます（成年後見人の職務の詳細は11頁参照）。

成年後見人は、広範な*代理権及び*取消権を持つため、本人に代わって様々な契約を結び、財産全体を適切に管理して、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。また、申立てのきっかけとなったこと（保険金を受け取る等）だけをすれば良いというものではなく、継続して本人のために活動する義務を負うことになります。これは通常、本人が判断能力を回復するか亡くなるまで続きます。

3 保佐とは

保佐とは、判断能力が著しく不十分な方を対象とする制度です。*保佐開始の審判とともに、本人（「被保佐人」といいます。）を援助する人として保佐人が選任されます（保佐人の職務の詳細は11頁参照）。

保佐開始の審判を受けた本人は、金銭の貸し借りや不動産の売買など一定の重要な行為（民法第13条第1項に定められた行為のことで、「保佐人の同意を要する行為」といいます。詳細は12頁参照）を単独で行うことができなくなります。保佐人は、本人の利益が害されないように注意しながら、本人を援助していくことになります。

保佐では、(1)同意を要する行為の範囲を拡張すること、(2)特定の事項について本人に代わって契約の締結等の行為をすることもできます。これらの場合は、保佐開始の申立てのほかに、別途、同意を要する行為の定め、代理権付与の申立てが必要になります。なお、本人以外が代理権付与を申し立てる場合には、本人の同意が必要です。

4 補助とは

補助とは、判断能力が不十分な方を対象とする制度です。*補助開始の審判とともに、本人（「被補助人」といいます。）を援助する人として補助人が選任されます（補助人の職務の詳細は12頁参照）。補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様の活動（同意、取消、代理）をすることで、本人を援助していきます（同意を要する行為は、民法第13条第1項に定められた行為の一部に限ります。詳細は12頁参照）。

補助開始の場合は、必ずその申立てと同時に、*同意権や代理権付与の申立てをしなければなりません。また、本人以外の申立ての場合には、本人の同意が必要です。

5 任意後見制度とは

任意後見制度とは、本人があらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

任意後見制度の詳細や手続方法などは、お近くの公証役場でご確認ください。

ワンポイントアドバイス

本人の状態を見て、後見、保佐、補助のいずれに該当するか明らかでない場合、診断書を参考に申立てをしてください。『診断書（成年後見制度用）』の「3 判断能力についての意見」欄と後見制度の類型は、次のとおり対応しています。

「契約等の意味・内容を自ら理解し、 判断することができる。」	成年後見制度が必要でない
「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、 判断することが難しい場合がある。」	補助
「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、 判断することができない。」	保佐
「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、 判断することができない。」	後見

また、*鑑定において申立ての類型と異なる結果が出た場合でも、申立ての趣旨の変更の手続きができます。申立ての趣旨の変更は、新たな申立てではないため、特別な負担は生じません。

ただし、申立ての趣旨の変更に伴い、代理権付与や同意権付与を追加で求める場合には、新たな申立てとなり、申立手数料（1 件につき 800 円分の収入印紙）が必要になります。

ワンポイントアドバイス

成年被後見人等になっても、本人の戸籍には一切記載されません。その代わりに、東京法務局が管理する*後見登記に、本人の住所、氏名や成年後見人等の氏名等が登録されます。成年被後見人等や成年後見人等に登録されていること又はされていないことの証明書は、法務局で取ることができます（有料）。申請方法は次の2つです。

【窓口で申請する場合】

大津地方法務局 戸籍課

住所：〒520-8516

大津市京町3-1-1

電話：077-522-4692（ダイヤルイン）

【郵送で申請する場合】

東京法務局 民事行政部後見登録課

住所：〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

電話：03-5213-1360（後見登録課）、03-5213-1234（代表）

第2 申立ての手続について

1 申立てをすることができる方

申立てをすることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長、検察官等です。

なお、法律に詳しくない等の理由により、自分一人で申立てや手続を進めていくことに不安を感じる方は、弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。

ワンポイントアドバイス

四親等内の親族とは、本人からみて、主に次の方々になります。

- (1) 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- (2) 兄弟姉妹、甥、姪
- (3) おじ、おば、いとこ
- (4) 子・兄弟姉妹の配偶者、配偶者の父母・兄弟姉妹

2 管轄（申立てをする裁判所）

後見開始等の手続の申立ては、本人の住所地によって、申立先の裁判所が決まっています（これを管轄といいます。）。申立ては、本人の住所地（本人が現実に生活をしているところ）を管轄する家庭裁判所にしてください。滋賀県内の家庭裁判所の管轄区域と連絡先については、末尾をご覧ください。

3 申立てに必要な費用及び書類

詳しくは「成年後見申立ての手順とチェックシート」をご覧ください。

※手続費用については、申立人が負担することが原則ですが、本人負担とすることが出来る場合もあります。手続費用の本人負担を希望する場合は、申立書の手続費用の上申欄の「☐ 手続費用については、本人の負担とする事を希望する。」の☐に✓点（チェック）を付してください。ただし、本人負担を希望される場合であっても、申立時に手続に要する費用は、申立人が用意してください。

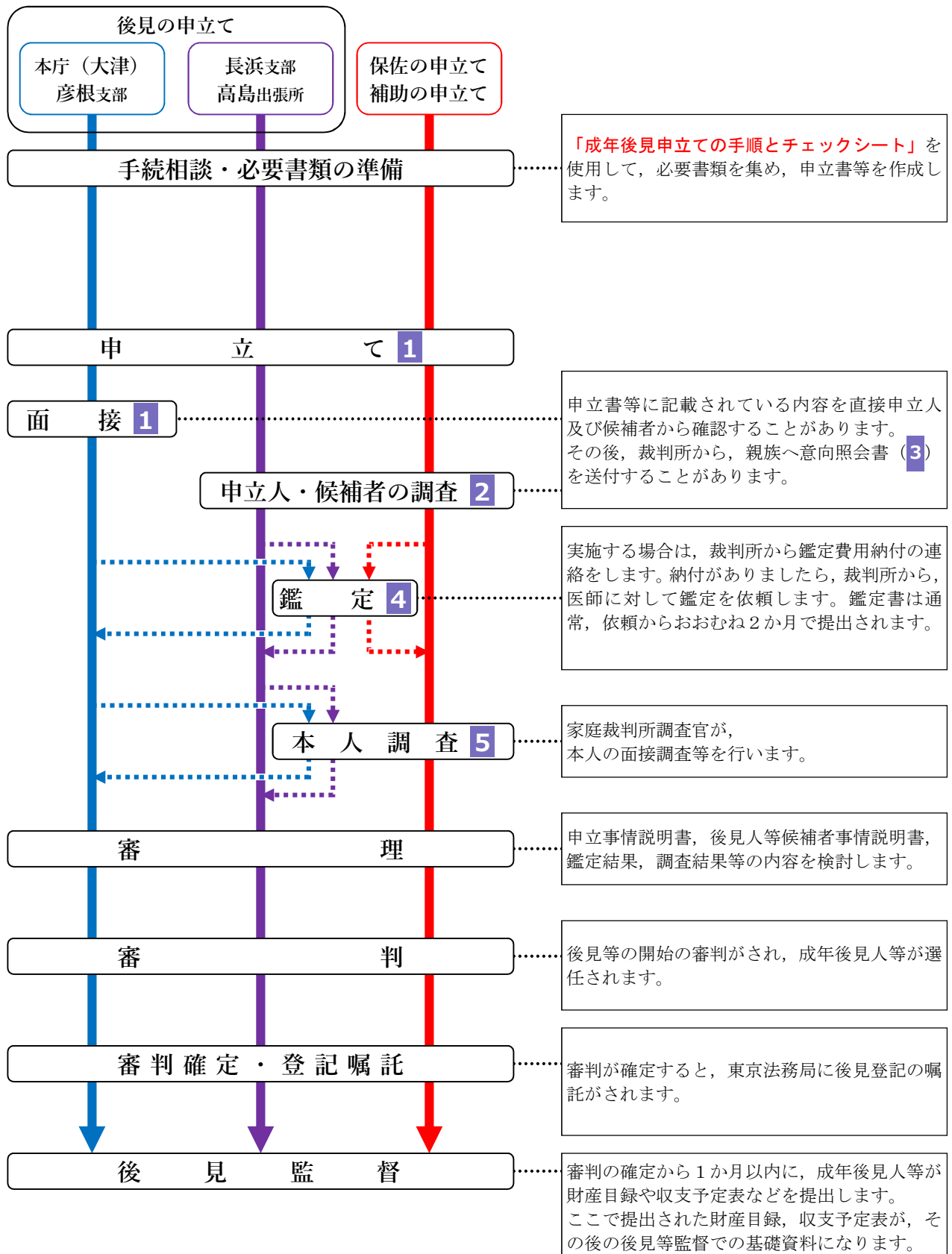
申立ての取下げをするには家庭裁判所の許可が必要となります。これは、公益性や本人保護の見地から、後見等開始の審判が必要であり、申立ての取下げにより手続を終了することが相当ではない場合があるからです。

たとえば、後見人等の選任に関する不満（候補者が後見人に選任されない、後見監督人が選任されるなど）を理由とした取下げは、許可されない可能性が高いと考えられます。

第3 申立後の手続の進行について

後見等開始事件の標準的な審理の流れ

申立後の手続の進行は次の図のとおりです。**数字**は、8頁以降の見出しと対応しています。



1 申立て及び申立後の面接について

後見の申立てを本庁（大津）・彦根支部にする場合

申立後、申立人及び成年後見人候補者にお越しいただき、申立てに関する詳しい事情をお伺いするための面接を行うことがあります。

申立ては、裁判所に必要書類を郵送または持参して行ってください。面接を実施する場合は、裁判所から面接の日程調整のご連絡を差し上げます。

面接の所要時間は約2時間です。面接では、まず、申立時に提出していただく「申立事情説明書」に基づいて、申立てに至る経緯、本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等について、申立人に事情をお聴きします。このうち本人の財産状況に関しては、「申立事情説明書」に併せて「*財産目録」と「*収支予定表」を提出していただきます（把握している範囲で結構です。）。「財産目録」には、不動産登記簿謄本、預貯金通帳や有価証券類の写し等を、「収支予定表」には領収書等の添付をお願いしていますので、あらかじめご用意ください。

成年後見人候補者についても、申立時に提出していただく「後見人等候補者事情説明書」に基づいて、その適格性に関する事情を確認します。

申立て、面接の際に十分な確認ができなかった場合は、後日改めて家庭裁判所にお越しいただいたり、資料の追完をお願いすることがあります。手続の迅速な進行のため、*審判に必要な資料は積極的に提出していただくようお願いします。

後見の申立てを長浜支部・高島出張所にする場合

保佐・補助の申立てをする場合

申立て後の面接は行っていません。申立てに必要な書類が揃いましたら、管轄の家庭裁判所の受付窓口を持参もしくは郵送で、申立書、添付書類、収入印紙及び郵便切手を提出してください。お持ちいただくのは、申立人以外の方でも可能です。郵送による申立ての場合は、申立てに必要な書類及び手数料一式を同封の上、裏表紙の家庭裁判所一覧に記載の住所宛にご送付ください。

2 申立人及び成年後見人等候補者の調査について

後見の申立てを本庁（大津）・彦根支部にする場合

申立人及び成年後見人候補者には、面接の際に詳しい事情をお伺いすることがあります。家庭裁判所調査官による調査をする場合には、後日、担当の家庭裁判所調査官からご連絡します。

後見の申立てを長浜支部・高島出張所にする場合

保佐・補助の申立てをする場合

申立手続が終了し、事件として受付がされると、原則として、家庭裁判所調査官が申立人、*成年後見人等候補者及び本人の調査を行います。調査日等は、後日、担当の家庭裁判所調査官からご連絡します。

申立人からは、申立時に提出していただく「申立事情説明書」に基づいて、申立てに至る経緯、本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等について事情をお聴きします。このうち本人の財産状況に関しては、「申立事情説明書」に併せて「*財産目録」と「*収支予定表」を提出していただきます（把握している範囲で結構です。）。「財産目録」には、不動産登記簿謄本、預貯金通帳や有価証券類の写し等を、「収支予定表」には領収書等の添付をお願いしていますので、あらかじめご用意ください。

成年後見人等候補者については、申立時に提出していただく「後見人等候補者事情説明書」に基づいて、その適格性に関する事情を確認します。

申立ての際に必要な資料が揃っていないかったり、調査時に事情を十分にお聴きできなかった場合は、資料の追完をお願いしたり、後日改めて家庭裁判所にお越しいただくことがあります。手続の迅速な進行のため、*審判に必要な資料を申立人から積極的にご提出いただいていますので、ご理解とご協力をお願いします。

3 親族への意向照会について

家庭裁判所は、原則として、本人の親族に対し書面等により、申立ての概要及び成年後見人候補者を伝え、これらに関する意向の確認をします。ただし、申立時に親族の意見書が提出されている場合は、この手続を省略する場合があります。

4 判断能力の鑑定について

上記1及び2で諸事情を把握した後、原則として、本人の判断能力について**医師による鑑定**を行わなければなりません（なお、補助開始事件では、原則として鑑定は行いません。）。後見等が開始されると本人が保護される一方、法律行為を制限されることになるため、後見等の開始には慎重な判断が求められるからです。

鑑定は、裁判所が医師を*鑑定人に指定して行います。鑑定の結果は、鑑定書として裁判所に提出され、裁判官が審理をする際の資料となります。

本人の主治医等の医師に診断書の作成を依頼される際は、家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合に引き受けていただけるようお願いしてください。医師が鑑定を引き受けられない場合は、裁判所で鑑定人を探すため、手続に時間を要することがあります。

鑑定の費用は、鑑定人の意向や鑑定に要した労力等を踏まえて決められます。多くの場合は5～8万円前後となりますが、それを上回る場合（例えば、主治医以外の医師が鑑定人になった場合には新たな検査費用や出張費用がかかる等）もあります。

なお、実際に裁判所に鑑定費用を納めていただくのは、鑑定手続に入る前となります。納付の手続等については、裁判所からご連絡しますので、その際には手続の迅速な進行のため、すみやかな納付をお願いします。

5 本人調査について

成年後見制度では、本人の意思を尊重するため、裁判官の判断により申立ての内容について本人の陳述を聴取することがあります。これを本人調査といいます。

また、保佐開始事件で代理権を付ける場合や補助開始事件は、本人の同意が必要となりますので、同意の確認も本人調査の手続の中で行います。

本人調査では、原則として本人に家庭裁判所にお越しいただきます。ただし、入院等により外出が困難な場合は、家庭裁判所から家庭裁判所調査官が入院先等に伺います。

ご注意ください

家庭裁判所は、成年後見人等の選任にあたっては、①**本人の状況**（心身の状態や生活・財産の状況等）、②***成年後見人等候補者の職業・経歴**、③**成年後見人等候補者と本人との利害関係の有無**、④**本人の意見**、⑤**親族の意向**等を踏まえ、成年後見人等として誰を選任するか、成年後見等監督人を選任するかどうかについて総合的な判断をします（申立てにあたって誰を成年後見人等候補者にするか考える際に、これらの事情を検討してください。）。

そのため、必ずしも申立書に記載された成年後見人等候補者が選任されるとは限りません。また、選任される成年後見人等は親族に限定されません。

家庭裁判所は、本人の財産の状況が複雑だったり、親族間で療養看護や*財産管理の方針に大きな争いや意見の対立があるような場合には、専門家である**弁護士**、**司法書士**又は**社会福祉士**といった第三者を成年後見人等や*成年後見等監督人に選任します。

なお、専門家の成年後見人等や成年後見等監督人を選任した場合は、その報酬を支払う必要があります。報酬額は、家庭裁判所が公正な立場から適正な金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。

第4 成年後見人等の職務について

1 財産目録及び収支予定表の作成

成年後見人並びに財産管理に関する代理権を有する保佐人及び補助人に選任された人は、まず本人の*財産目録を作成し、本人の年間の収支予定を立てて、家庭裁判所に提出しなければなりません。

2 成年後見人の主な職務

成年後見人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人のために必要な代理行為を行い、財産を適正に管理していくことです。

具体的には、預貯金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等、必要な法律行為を本人に代わって行うとともに、本人の財産が他人のものと混同しないようにする、通帳や証書類を保管する、収支予定を立てる等の財産管理を行います。一方、成年後見人が本人の財産を贈与したり、本人の財産を投機的に運用するといったことは、本人にとって不利益になるおそれがあるため、原則として行うことはできません。

また、成年後見人は、行った職務の内容（これを「後見事務」といいます。）を1年ごとに家庭裁判所に報告するとともに、必要に応じて、家庭裁判所に対し事前に相談や許可を求める等、家庭裁判所や成年後見監督人の監督を受けることになっています（これを「後見等監督」といいます。詳細は13頁参照）。

ワンポイントアドバイス

成年後見人の職務は、日常の細々とした金銭の出納から、財産の処分、療養契約の締結（ただし、身体に対する強制を伴う事項や臓器移植の同意等本人に一身専属的な事項は含まれません。）、本人の*身上保護に至るまで多岐にわたります。そのため、一定の労力及び時間が必要であり法律や福祉医療に関する知識が要求される場合もあります。

また、一度選任されると、正当な理由がない限り辞任することはできず、辞任には家庭裁判所の許可が必要となります。

3 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人が重要な行為（民法第13条第1項に定められた行為のことです。詳しくは、12頁のワンポイントアドバイスをご覧ください。）を行う際にそれが本人の利益にかなうかどうかを判断して同意をしたり、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をしてしまった場合に、本人にとって不利益であれば取り消したりすることです。

また、別途代理権付与の申立てが認められれば、本人の財産に関する法律行為のうち、審判で認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。保佐人が財産管理に関する代理権を有する場合は、行った職務の内容（これを「保佐事務」といいます。）を1年ごとに家庭裁判所に報告するとともに、必要に応じて家庭裁判所に対し事前に相談や許可を求める等、家庭裁判所や保佐監督人の監督を受けることになっています（これを「後見等監督」といいます。詳細は13頁参照）。

ワンポイントアドバイス

民法第13条第1項に定められた行為の具体例としては、次のようなものがあります。

- (1) 貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したり預けたりすること
- (2) お金を借りたり、他人の保証人になること
- (3) 不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけたりすること
- (4) 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること
- (5) 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること
- (6) 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- (7) 贈与や遺贈を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- (8) 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- (9) 土地につき5年、建物につき3年、動産につき6か月を超える期間賃貸借契約をすること
- (10) 上記(1)～(9)の行為を未成年者等の法定代理人としてすること

※ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除きます。

4 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人が重要な行為（民法第13条第1項に定められた行為の中から、審判で具体的に定められた行為に限ります。具体的な内容は、上欄のワンポイントアドバイスをご覧ください。）を行う際に、それが本人の利益にかなうかどうかを判断して同意をしたり、本人が補助人の同意を得ないで重要な財産の処分行為をしてしまった場合に、本人にとって不利益であれば取り消したりすることです。

また、別途代理権付与の申立てが認められれば、本人の財産に関する法律行為のうち、審判で認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。補助人が財産管理に関する代理権を有する場合は、行った職務の内容（これを「補助事務」といいます。）を1年ごとに家庭裁判所に報告するとともに、必要に応じて家庭裁判所に対し事前に相談や許可を求める等、家庭裁判所や補助監督人の監督を受けることになっています（これを「後見等監督」といいます。詳細は、次項をご覧ください。）。

第5 後見等監督について

1 後見等監督とは

後見監督、保佐監督、補助監督（以下「後見等監督」といいます。）とは、家庭裁判所（後見等監督人が選任されている場合には、後見等監督人）が、成年後見人等に対して、後見等事務を正しく行っているかどうかを確認し、問題があれば、これを是正するよう指導監督することをいいます。

家庭裁判所は、成年後見人等に対し、1年ごとに後見等監督を行います。後見等監督では、本人の生活状況や財産及び収支状況についての報告書とその裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーを自主的に家庭裁判所に提出していただきます。そのため、成年後見人等に選任された方は、日ごろから、領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握しておく必要があります。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

- (1) 本人の*居住用不動産について、売却、賃貸借、抵当権の設定等をする場合
→**居住用不動産の処分許可の申立て**が必要です。
- (2) 本人と成年後見人等が遺産分割協議をしたり、成年後見人等が本人所有の不動産を買い取る等、本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合
→**特別代理人選任（臨時保佐人・臨時補助人）の申立て**が必要です。
- (3) 成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合
→**報酬付与の申立て**が必要です。

このほかの場合でも、重要な財産を処分したり、その行為が本人の利益となるか判断に迷う場合は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

3 後見等事務の終了について

後見等事務は、本人の判断能力の回復又は死亡のほか、成年後見人等が辞任するまで続きます。本人が死亡した場合には、後見等が終了することになります。後見等が終了した場合、速やかに家庭裁判所に連絡するとともに、2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を家庭裁判所に報告の上、管理していた財産を本人の相続人に引き継がなければなりません。

また、成年後見人等は、正当な理由（病気など）がある場合は、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます（その旨の申立てが必要です。）。辞任が許可され、新たな成年後見人等が選任された場合には、後見等事務の引継ぎを行うことになります。

ご注意ください

本人の財産管理は、安全確実であることを基本とし、投機的な運用は避けてください。また、本人の財産をその配偶者や子、孫などに贈与したり、一時的にでも貸し付けることは、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等や、本人の土地に新たに建物を建てること等についても同様です。本人の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。

贈与や貸付けの必要がある場合は、家庭裁判所に必ず事前に相談してください。相談なく行いますと、贈与を受けた者や成年後見人等から全額返金してもらうこととなります。

成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。

本人の財産から支出できる主なものは、本人自身の生活費のほか、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費、本人が負っている債務の弁済金、成年後見人等がその職務を遂行するために必要な経費などがあります。ただし、上記以外については、本人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。たとえば、冠婚葬祭の香典や祝儀等は、社会通念上支出することが自然に考えられ、世間一般の感覚や常識内の金額であれば、本人の財産から支出してもよいと判断される場合が多いでしょう。

ただし、これらの支出の必要性、相当性については、本人の生活費や必要経費よりも一層慎重な判断が必要です。本人のために自宅を修理・改築したい、本人の介護等のために自動車を購入したいといった場合など、多額の支出が見込まれる場合や、支出の必要性に迷う場合には、事前に家庭裁判所に相談してください。

用語集

【力行】

- ・ 鑑定……本人に判断能力がどの程度あるか医学的に判定をするための手続
- ・ 鑑定人……裁判所の指定により、特別の学識経験に基づいて鑑定を行う人
- ・ 居住用不動産
……本人が居住するための建物又はその敷地（現に住んでいるものだけでなく、現在生活している施設等を出たときに住むべきものを含む。）
- ・ 後見開始の審判
……家庭裁判所が、本人の判断能力が欠けているのが通常の状態であると判断した場合に、本人に後見制度を適用し、成年後見人を選任する審判をすること
- ・ 後見登記
……成年後見人等及び成年被後見人等の住所氏名等が記録されている公文書。東京法務局がその事務を扱っている。

【サ行】

- ・ 財産管理
……本人の資産、負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくこと
- ・ 財産目録……本人の資産（不動産、預貯金、有価証券等）及び負債についてまとめた一覧表
- ・ 収支予定表……本人の一定期間の収入及び支出についてまとめた一覧表
- ・ 身上保護……介護契約や施設入所契約など、本人の身上の世話や療養看護に関すること
- ・ 審判……家庭裁判所が行う判断、決定。その内容が記載された書面を「審判書」という。
- ・ 成年後見等監督人
……家庭裁判所が選任し、成年後見人等の事務を監督する人。成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人がいる。
- ・ 成年後見人等候補者
……申立ての際に、申立人が成年後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人として推薦する人

【タ行】

- ・ 代理権……本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限
- ・ 同意権
……本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、保佐人や補助人がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限
- ・ 取消権……本人の行為を初めから無効なものとし、原状に戻す権限

【ハ行】

- ・ 判断能力
……売買や贈与等をする際に、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正か等を考えるのに必要な精神能力
- ・ 保佐開始の審判
……家庭裁判所が、本人の判断能力が著しく不十分と判断した場合に、本人に保佐制度を適用し、保佐人を選任する審判をすること
- ・ 補助開始の審判
……家庭裁判所が、本人の判断能力が不十分と判断した場合に、本人に補助制度を適用し、補助人を選任する審判をすること

家庭裁判所一覧

窓口の受付時間は午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分です。

裁判所	住所・連絡先
大津家庭裁判所（本庁） 後見係 【管轄】大津市，草津市，守山市，栗東市，野洲市，甲賀市，湖南市	〒520-0044 大津市京町3-1-2 TEL 077-503-8156（直通）
大津家庭裁判所彦根支部 家事係 【管轄】彦根市，犬上郡，愛知郡，東近江市，近江八幡市，蒲生郡	〒522-0010 彦根市駅東町1-13 TEL 0749-44-8012（直通）
大津家庭裁判所長浜支部 家事係 【管轄】長浜市，米原市	〒526-0058 長浜市南呉服町6-22 TEL 0749-62-0240（代表）
大津家庭裁判所高島出張所 【管轄】高島市	〒520-1623 高島市今津町住吉1-3-8 TEL 0740-22-2148（代表）

ホームページのご案内

申立書のひな形は，裁判所のホームページにも掲載しています。

適宜ダウンロードしてお使いください。

【裁判所 | 後見サイト（大津版）】

https://www.courts.go.jp/otsu/saiban/tetuzuki/kateisaibannsyo/kouken_saito/index.html